

支庁制度改革に関する方針

平成14年11月

北 海 道

『支庁制度改革に関する方針』の策定に当たって

北海道における支庁は、明治5年に明治政府によって置かれた「北海道開拓使」の出先機関として、初めて5つの支庁が設置されて以来変遷を重ね、明治43年に現在の原型である14支庁制となりました。

その後、昭和22年の地方自治法の施行により、支庁が都道府県の総合出先機関として位置付けられ、これを受けて翌年「北海道支庁設置条例」により、道の機関として現在の14支庁が設置されました。

これまで支庁は、地域において道民や市町村と直接接する機関として、その時々々の要請に合わせた組織体制の見直しや権限の強化によりその充実を図ってきたところですが、14支庁体制の見直しを含めた支庁制度のあり方については、条例の制定時を始め、度々論議されてきたものの、その体制は大きく変更されることなく現在に至っています。

14支庁体制となってから90年余りが経過した今日、地方分権の進展に伴い自治のあり方が大きな転換期を迎えていることや、住民のライフスタイルの変化や交通・通信網の著しい発達など、支庁を取り巻く環境は大きく変化しています。

このことから道では、平成8年に策定した「道政改革の実施方針」において、「支庁制度の見直し」を推進事項の一つとして位置付け、支庁が時代に対応した地域の総合行政機関としてその機能を充分発揮できるよう、支庁制度のあり方について検討を行うこととしました。

これまでに、庁内における支庁制度についての研究を経て、平成11年1月に民間有識者からなる「支庁制度検討委員会」を設置し、平成13年3月には同委員会から、支庁機能の強化や8支庁案を盛り込んだ「支庁改革に関する試案」が知事に提出されました。

道としては、この「試案」をもとにさらに検討を進め、この度、支庁制度改革の基本的な考え方や具体的な改革の方向性などを示す「支庁制度改革に関する方針」を策定したところです。今後は、この「方針」に基づき、支庁が道行政の地域における最前線としての役割を十分果たす機関となるよう、全庁を挙げて着実な改革に取り組んでいくこととしています。

目 次

第 章 支庁制度改革の基本的な考え方	-----	1
1 転換期を迎えた北海道	-----	1
2 新しい時代の支庁の役割	-----	1
(1) 地方分権の推進と国、道、市町村の役割		
(2) 広域的自治体としての道政の推進と支庁の役割		
(3) 基礎的自治体としての市町村行政の拡充と支庁の役割		
3 現行体制における課題	-----	3
(1) 縦割型行政システムについての課題		
(2) 本庁主導の行政についての課題		
(3) 支庁の組織や能力開発についての課題		
(4) 所管区域についての課題		
(5) 行政の効率性についての課題		
4 支庁制度改革の意義と方向等	-----	6
(1) 支庁制度改革の意義		
(2) 支庁制度改革の方向		
(3) 地方制度改革への対応		
第 章 支庁制度改革のプログラム	-----	9
1 地域における総合行政を推進するために	-----	9
(1) 総合力の確保		
(2) 総合力を生かす手だて		
2 地域の政策を地域主体でつくるために	-----	10
(1) 政策型支庁への転換		
(2) 実効性の確保		
3 広域的視点から地域の可能性を生かすために	-----	13
(1) 市町村自治の拡充に向けての協力		
(2) 地域の可能性と特色を生かす所管区域		
(3) 道民の利便性の向上		
4 効果的、効率的な改革のために	-----	16
第 章 支庁制度改革の進め方	-----	17
1 支庁制度改革の進め方	-----	17
(1) 地域における総合行政体制の整備		
(2) 新たな所管区域の設定		
2 推進体制	-----	18
3 支庁改革は本庁改革	-----	18
参考資料	-----	19

第 章 支庁制度改革の基本的な考え方

1 転換期を迎えた北海道

北海道は、我が国が直面している経済の低迷、財政の悪化、少子・高齢化の進行という大きな課題が顕著に表れている地域であり、また、北海道の開発や発展を支えてきた枠組みも、今、大きく変わろうとしている。

我が国の行政システムは、地方分権の大きな流れの中で、国の関与をできるだけ廃止、縮小することによって、地方公共団体が自己決定・自己責任のもとで、自主的、自立的な行政を展開することを目指している。

さらに、国においては、我が国の経済の再生に向けた構造改革の取組が進められており、これまでの国土の「均衡ある発展」の重視から、その考え方を活かすための「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向への転換が求められている。また、構造改革の取組の中では、地方交付税、税財源移譲など地方財政制度や社会資本整備のあり方の見直し、市町村合併の推進などが地方自治に関わる大きな論点となっており、今日、都道府県や市町村は、厳しい財政状況のもとで、多様化する行政ニーズに対応できる効率的で効果的な行政体制を整備していくことが強く求められている。

これらの動きは、開発行政というこれまでの枠組みの中で生じた中央依存や国費依存という体質を持ち、比較的人口規模の小さい市町村の割合が高い北海道において、これからの産業経済や自治体運営のあり方に非常に大きな影響を与えるものである。

道では、北海道が活力ある地域社会として持続的に発展していくためには、中央依存、官依存体質からの脱却や、分権型社会に的確に対応する行財政システムへの転換を図るなど、「自主・自律の地域社会」を実現することが重要であると考え、平成10年から北海道の構造改革に取り組んでいる。

時代が大きく変わろうとしている今、厳しい状況を克服し、地域の個性と主体性を一層発揮させながら、市町村とともにこれからの北海道の発展を支えていくための新しい仕組みや体制を早急に確立し、新たな飛躍に向けた道庁へと変革することが緊急かつ重要な課題となっている。

2 新しい時代の支庁の役割

(1) 地方分権の推進と国、道、市町村の役割

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、国は、国として本来果たすべき役

割を重点的に担い、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねることが基本とされた。

都道府県は、これまでの国の出先機関的な位置付けや市町村に対する指導監督的な立場から、市町村と対等・協力の関係にある自治体として、これまで国が担ってきた役割を含む広域的な行政を進めるとともに、市町村に関する連絡調整やその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められる事務を処理することとなった。

一方、市町村は、基礎的自治体として、これまでは保健、福祉や消防、一般廃棄物処理など住民に身近な事務などを担ってきたが、地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任の考え方に基づいて、多様な住民サービスをより適切かつ効率的に提供するなどの役割を担っていくこととなった。

(2) 広域的自治体としての道政の推進と支庁の役割

地方分権の進展に伴い、行政の自己決定・自己責任が求められる分野が拡大していくことから、道は、これらに的確に対応していかなければならない。また、少子・高齢社会の到来、投資余力の減少に伴う公共事業の抑制、さらには行政ニーズの多様化などに対応し、限られた財源の中で効果的に施策を展開していくためには、これからは「あれも、これも」ではなく、「あれか、これか」といった必要な施策を優先化、重点化していくことが一層求められる。

こうした観点から道は、地域として真に必要な施策を推進するため、本庁と支庁間で適切な役割分担を確立し、道民の参画や市町村の協力を得ながら、道政を展開する体制を整える必要がある。

「本庁」は、自主・自律の北海道の実現に向け、北海道全体をリードする行政の総合的な舵取りの役割を受け持つ。そのため、道政運営の基本システムのマネジメントを担うとともに、全道的な観点から戦略的に展開する重点施策をはじめ、北海道全体で取り組むことにより一層の効果が期待される施策などの企画や実施、国との連携、調整などの機能を担う。

「支庁」は、道行政の地域における最前線の役割を担う。北海道は、異なった気候・風土や歴史を持ち、様々な産業が展開する「地域」から成り立っており、それぞれが競い合っていて個性豊かに発展していくことが北海道全体の発展につながる。こうした地域の特色や可能性を生かし、地域の活力をより高めていくためには、地域を「面」として捉えて道政を展開する一定の地域単位と、推進体制が必要である。それがこれから求められる支庁である。

支庁は、本庁の企画・立案した施策の実施機関であるばかりではなく、市町村と密接に連携・協力しながら、地域の実情に即した施策を企画・立案し、事業を重点化して実施す

るなど、地域行政全般を推進する役割を受け持つとともに、地域の実情を良く知る道の機関として施策を本庁に提案し、制度化や予算化につなげる役割を担うことが重要となる。

(3) 基礎的自治体としての市町村行政の拡充と支庁の役割

市町村は、基礎的自治体として、住民の日常生活に密接な関わりのある様々な行政サービスを提供していくという重要な責務を担っている。

市町村はこれまでも限られた財源や人的資源を有効に活用しながら行政を推進してきたが、今後、保健、医療、福祉の充実や環境対策など行政ニーズが増大かつ多様化する中で、より一層の効率化と行政サービスの充実に向けた行政システムの確立が求められている。

北海道は、他府県と比較して市町村の行政面積が広いことや比較的人口規模の小さい市町村の割合が高いという特徴があることなどから、市町村がこうした要請に応えるためには、地域の実情を十分考慮し、合併や広域的な取組などについて幅広い観点から議論を深め、将来の見通しを踏まえた行財政基盤や行政サービス提供の体制整備のあり方について、早急に検討する必要がある。

道としては、市町村との連携を一層強化し、市町村が新しい時代により的確に対応できる自治体として機能することが可能となるよう、必要なサポートをしていかなければならない。そのため、本庁だけではなく、市町村と身近な関係にあり、地域の実情を最も良く知る支庁が、市町村との「対等」の関係を基本としながら、自主的な市町村合併や広域連合制度の活用、事務の委託といった自治体間の事務の共同処理など様々な手法を含めた広域的な取組を支援し、全体の調整や専門的なノウハウの提供などを行っていくことが必要である。

3 現行体制における課題

道では、平成8年からの道政改革の取組において、地域重視の観点から支庁機能の充実・強化を図ってきたが、支庁がこれからの時代の変化に応え、地域の中で総合的な行政を推進していく上で、現行体制には様々な課題が存在する。

(1) 縦割型行政システムについての課題

行政ニーズの高度化や多様化に伴い、各行政分野を横断する課題が増えていることから、道としてはこれまで、縦割りの壁を越え、道政を総合的、一体的に推進していく必要性があると考え、総合調整部門である地域政策部の設置や、支庁管内の出先機関である支庁や保健所、土木現業所、森づくりセンター等の長で組織する地方行政協議会の活用などによ

り各機関の連携強化に努めてきた。

しかし、これらの取組により支庁の地域課題を把握する機能は高まっているが、それぞれの機関が、本庁各部の出先機関として地域において独自に業務を遂行していることから、地域課題への対応も縦割りになりがちである。

今日、社会資本の整備などの分野においては、公共投資の縮減などに伴い、地域が主体的に描いた将来像に向けて、地域として必要な事業を取捨選択しながら重点的に整備を進めることが必要とされている。

また、住民の暮らしに密接に関連する分野においては、少子・高齢化、子供や家庭を取り巻く環境の変化、健康づくりへの関心の高まり等に対応して、地域における保健、医療、福祉施策の連携が益々必要とされている。

こうした状況に的確に対応していくためには、各行政分野の専門性を生かしながら、地域における総合性を確保していくことがこれまで以上に求められている。

（２）本庁主導の行政についての課題

現在の道の執行体制は、一般的に本庁は、施策の企画や事務事業の実施のための基準づくり、予算編成などの業務を行い、支庁の業務としては、事務事業の実施が主なものとなっている。

これまでも支庁は、地域重視の観点から、各種の道民参加や市町村との連携強化の仕組みづくりを行い、地域課題の把握に努めてきているものの、支庁が企画・立案し実施できるのは支庁独自事業などに限られ、予算編成の過程における財務規則上の支庁長の位置付けは、地域における重要施策について「意見を述べる」というものに止まっている。

また、支庁長への権限移譲についても積極的に進めてきてはいるが、形式的なものであったり、その都度、本庁と協議を要する場合も多いなど、権限が事実上制限されているのが現状である。この結果、本庁に依存するという実態が生じ、本庁、支庁の二層構造による非効率性なども指摘されていることから、支庁長の権限の一層の強化を図っていくことが必要となっている。

（３）支庁の組織や能力開発についての課題

市町村長へのアンケート等によると、「市町村や道民から支庁の姿が見えない」、「支庁が企画した事業が必ずしも市町村の課題と合っていない」、「支庁長を含め職員の人事異動が早いため地域の実態が熟知されない」といった意見が数多く寄せられた。これは、市町村から支庁への期待の表れであると考えられ、これらに応えるためには、支庁の機能強化に加え、地域における道行政の責任者としての支庁長がリーダーシップを一層発揮する

ことが重要であるとともに、支庁が地域行政の確かな担い手となり得るよう、本庁、支庁ともに職員の意識改革と能力開発がより一層求められる。

また、支庁の組織機構についても、全道的な見地からの統一性がこれまで優先されてきたが、地域課題や実情に応じた対応が可能となるような柔軟な体制づくりについても検討しなければならない。

(4) 所管区域についての課題

現行の支庁が、昭和23年の支庁設置条例に基づき設置されて以来、その所管区域は変更されていない。その間、交通・通信網、情報通信技術の著しい発達や住民のライフスタイルの変化に伴い、住民の活動は広域化し、市町村間の連携も支庁区域を越えて広域化しており、所管区域を取り巻く環境は、設置当時とは大きく変わってきている。

さらに、道においては、第3次北海道長期総合計画における6つの地域生活経済圏や21の第二次保健医療福祉圏、10の土木現業所所管区域など、目的や分野毎に様々な政策的な圏域や所管区域が設定されている。

道の業務の推進に当たっては、道民生活などに関連し、よりきめ細かく対処していかなければならないものと、産業振興や基盤整備などのように、より広域的に対処していかなければならないものとを有機的に関連させていかなければならない。しかし、目的や分野別に設定された区域は、支庁所管区域をまたがったり、複数の支庁所管区域を包含しているものもあることから、関係機関相互の調整が必要となっている。

地域において、支庁がその機能をより効果的、総合的に発揮していくためには、様々な圏域や区域を政策的に結びつけるよう現在の所管区域を見直していく必要がある。

(5) 行政の効率性についての課題

道財政が危機的状況にある中で、簡素で効率的な執行体制の整備と事務事業の見直しは、道に課せられた重要な課題であり、道政改革が道民の支持を得るための大きなポイントでもある。

道の事務事業の遂行に当たっては、本庁と支庁のいわゆる「二層構造」や「縦割り」の構造の中で、支庁が実質的な決定権限を持たないものがあることや事務が複数機関に関係することなどから、市町村に対してそれぞれの機関がヒアリングや類似の調査を実施したり、市町村の側でそれぞれに調整を行う必要があることなど、非効率性が指摘されている。

一方、多様化、高度化する道民ニーズや新たな政策課題に、支庁を含め道全体が的確に対応していかなければならないという要請もある。

今、道としては、行政の効率化によるコストの抑制とともに、新たな行政ニーズに的確

に対応するための体制整備という双方が極めて重要な課題となっている。

4 支庁制度改革の意義と方向等

(1) 支庁制度改革の意義

転換期を迎えている北海道は、新しい時代に向けて自主・自律の活力ある北海道づくり、地域づくりを行っていくため、「これまでの仕組み」を「これからの仕組み」に変えていく必要がある。

支庁は、これまでも地域において道民や市町村と直に接し、地域に身近な道政を推進する役割を担ってきたところであるが、その取り巻く環境は大きく変わっている。

新しい時代の「支庁」は、これまでの国と地方の関係を引き継ぐような本庁の出先機関としての位置付けや、市町村に対する指導監督的な立場を見直し、分権時代の基礎的自治体としての市町村行政の拡充に向けた取組を支援するとともに、広域的自治体としての道の責務を地域で果たすという重要な役割をもつ組織へと転換していかなければならない。

広大な面積を有し、特色と可能性を持つ地域から成り立っている北海道こそ、情報通信技術を十分に活用しながら、道民の参画や市町村の協力を得て、様々な地域課題を把握し地域の実情に即した施策を企画し展開するとともに、本庁にも政策提案を行っていく総合行政機関としての「支庁」が益々必要となる。

支庁制度改革は、このような支庁を実現するために、本庁、支庁、その他の出先機関などを含めた現行の体制や道政運営上の仕組みを見直すものであり、道政全体に関わる改革ともなるものである。

支庁制度改革は、戦後の道政においても、幾度か論議されてきた重要な課題であるが、道としては、道民の信頼に応える道政を確立するため、現行体制の課題を解決することにとどまらず、新しい時代に向けて支庁が地域とどのように関わっていくかという視点から取り組んでいかなければならない。

(2) 支庁制度改革の方向

ア) 地域における総合行政を推進する

支庁は、地域の課題に的確に対応するため、地域という「面」の観点から施策や事業を企画・立案し、効果的かつ効率的に総合的な地域行政を推進する必要がある。

このため、支庁を保健所、児童相談所、土木現業所及び森づくりセンターの機能を持つ総合行政機関として整備するとともに、支庁に地域の目指す方向や優先的、重点的に取り組む施策などを展開する手だてを導入する。

イ) 地域における政策を地域主体でつくる

支庁は、道民生活や市町村行政とも深く関連した行政分野を担っていることから、行政運営の様々な過程において道民や市町村の参画を得て、地域と一体となって地域政策をつくりあげ、それらを着実に実施していく必要がある。

このため、道民参加や市町村との連携などの仕組みを充実するとともに、支庁への権限移譲、予算編成における支庁の関わりを強めることなどにより地域政策の実効性を高める。

また、支庁長のリーダーシップのもとに地域課題に柔軟かつ機動的に対応するための組織づくり、人材育成などの仕組みを整備する。

ウ) 広域的視点から地域の可能性を生かす

支庁は、道政運営上の重要なパートナーである市町村が、厳しい行財政状況への対応を求められる中で、より住民の意向に根ざした自治体運営を行うため、効率的な事務処理体制の整備や広域的な取組を進められるよう支援し、このことを通じて地域全体の活力が高まることを目指す必要がある。

このため、支庁は、市町村との対等・協力の関係のもとで、行政運営上の的確な助言と調整を行えるよう必要に応じて機能や組織を整備する。

支庁の所管区域は、行政目的や分野によって定められている様々な政策的な圏域や区域などを包含し、支庁長のもとで一層効果的に行政目的が達成できるよう、また、それぞれの地域の特色や可能性が結びつき、地域の潜在力をより発揮できるよう設定する必要がある。

支庁の庁舎については、地域の社会的、経済的状況や、行政上の各種計画との関係、業務執行上の効果や効率性、施設整備に要するコストなどの総合的観点から配置する。

また、道民への行政サービスについて、利便性の一層の向上を図る。

エ) 効果的、効率的な改革に向けて

現行の支庁設置条例では、名称、所在地、所管区域についての規定にとどまっているが、今後、支庁の役割を明確にするためにも支庁設置の目的や運営の基本原則について規定し、併せて、現行条例において支庁の所管区域に含まれていない「市」の区域についても規定する。

また、厳しい財政状況を踏まえ、施設等の効率的な活用や整備を行うなど改革に要するコストに配慮するとともに、改革全体を通して行政コストの抑制に資することを基本とする。

(3) 地方制度改革への対応

国においては、構造改革の一環として、市町村合併をはじめ自治体のあり方を大きく見直す動きが急速に進展している。この中では、都道府県がこれまで果たしてきた機能の見直しや、都道府県の将来像の一つである道州制等についても、検討が進められようとしている。

支庁制度改革に当たっては、こうした市町村合併の動向や道州制などを含めた地方制度に関する検討状況に留意し、国、広域的自治体及び基礎的自治体がそれぞれ担うべき役割を踏まえた取組を進めていく必要がある。

第 章 支庁制度改革のプログラム

地域の特色や可能性を生かし、地域の発展力を高めることが道行政の大きな役割の一つである。その役割をそれぞれの地域において担うのが支庁であり、地域に関する施策等を立案し、実施する責任者が支庁長である。支庁は強まる地域の結びつきを生かしながら、地域の目指す方向性に沿って、総合的かつ主体的に地域課題の解決に取り組まなければならない。

1 地域における総合行政を推進するために

(1) 総合力の確保

地域の特色や可能性をより一層生かし、地域の発展力を高める道政を推進するため、様々な行政分野の施策、事業を支庁長のトップマネジメントのもとで執行できる総合的な組織機構を整備する。

改革事項 1 - 1 (出先機関の統合等)

支庁と、保健所、児童相談所、土木現業所及び森づくりセンターを統合し、支庁長のもとで一体的な地域行政を推進する。

支庁の地域行政の総合性をより高めるため、教育局との連携強化に努める。

改革事項 1 - 2 (支庁の組織体制の再編)

支庁の組織機構は、企画調整機能を強化するとともに、部門毎の総合性も発揮できるように関連する分野を集約し、地域経営部門、道民生活部門、産業振興部門及び社会資本部門を基本に再編する。

支庁における総合行政を推進するため、重要事項の審議決定の場として、支庁長及び各部門の長等を構成員とする支庁政策会議（仮称。以下同じ。）を設置する。

(2) 総合力を生かす手だて

支庁は、道政全般に係る政策課題を地域レベルで把握、整理し、道としての地域行政に関する施策の立案や実施に主体的に取り組むとともに、地域の個別課題に的確に対応するための施策を企画・調整する仕組みを強化する。

改革事項 1 - 3 (地域経営方針(仮称)の導入)

支庁は、道行政を展開する圏域の基本的な指針として、中長期的な視点から地域の目指す方向や優先的、重点的に取り組む施策、事業などを明らかにした地域経営方針(仮称。以下同じ。)を策定する。

支庁は、地域経営方針に基づき、次年度に取り組む施策、事業などを取りまとめた地域政策事業展開方針(仮称。以下同じ。)を毎年度策定する。

改革事項 1 - 4 (支庁間協力体制の確立)

複数の支庁に関わる地域課題については、関係する支庁において対応することを基本にして、施策や事業などの立案、実施を行うための支庁間相互の連携・協力体制を強化する。

改革事項 1 - 5 (地域連携システムの充実)

社会資本の整備に当たって、地域が主体的に自らの将来像を描き、関係機関が連携・協力し、地域としての必要な事業の重点的な整備に取り組むため、市町村、開発建設部、支庁など関係機関で設置している地域連携会議の充実を図る。

2 地域の政策を地域主体でつくるために

(1) 政策型支庁への転換

支庁が地域に関する政策を担う行政機関として機能するために、道民や市町村の参加の推進や、積極的な政策情報の発信などにより支庁と地域の関係を一層強化するとともに、支庁の施策や事業のチェック体制についても整備する。

改革事項 2 - 1 (地域政策に関する道民の参加と市町村との連携)

地域経営方針及び地域政策事業展開方針の策定に当たっては、既存の各種会議を活用するなどして、地域の意向把握や施策の重点化等に係る地域のコンセンサスの形成を図る。

支庁長等支庁の幹部は、地域における課題の的確な把握や政策の効果的な推進のため積極的に地域へ出向き、住民、市町村等と幅広い意見交換に努める。

支庁が市町村との緊密な連携のもとに、地域のニーズに即した施策等を実務的な見地から立案・形成・推進していくため、支庁と市町村の職員による共同政策研究の体制を充実する。

改革事項 2 - 2 (政策情報の作成・発信)

支庁は、地域に係る施策事業体系及び社会資本整備状況などに関する資料を作成し公表する。

地域経営方針などの策定過程において、より多くの住民の参加が得られるよう、道、市町村などが有する情報の共有化を促進する。

改革事項 2 - 3 (道議会との関係)

道行政を展開する圏域の基本的な指針として策定する地域経営方針を基に、地域の目指す方向や地域課題等について、道議会と効果的な議論を行う方策等について検討する。

地域政策に係る課題等について、支庁長と道議会との効果的な議論を行う方策等について検討する。

(2) 実効性の確保

支庁は、地域経営方針の効果的、効率的な推進を図るものとする。そのため、支庁長の権限強化や予算編成過程における支庁の関与を強めるとともに、地域実情に応じた柔軟な体制整備を進める。

改革事項 2 - 4 (権限の強化)

支庁が地域の意向などを踏まえ策定した施策等を、道予算の編成過程に十分反映するシステムを整備する。(再掲)

支庁の独自事業の対象を拡大、強化するとともに、支庁長権限補助金についても本庁各部で所管している道単独補助金と地域政策補助金とを統合するなどし、支庁における施策展開に的確に対応できる総合補助金として拡充する。

地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応するため、本庁から支庁への権限移譲を積極的に進めるとともに、移譲された事務について、支庁が決定する際の、本庁との協議を縮小するなど、支庁長の権限を強化する。

新たな執行体制において、所掌事務の遂行上必要がある場合には、支庁長の判断により柔軟な組織体制や人員配置を可能とする仕組みを整備する。

改革事項 2 - 5 (予算システムの構築)

支庁が地域の意向などを踏まえ策定した施策等を、道予算の編成過程に十分反映するシステムを整備する。

地域政策事業展開方針などにより、優先的、重点的に実施すべき施策や事業についての知事等に対するプレゼンテーションや本庁・支庁間協議を制度化する。

現在の「支庁の独自事業」という予算の枠組みのみならず、支庁の各所管部局が企画した施策を本庁関係部において予算に十分反映できるシステムを確立する。

改革事項 2 - 6 (支庁長のトップマネジメント)

支庁における総合行政を推進するため、重要事項の審議決定の場として、支庁長及び各部門の長等を構成員とする支庁政策会議を設置する。(再掲)

支庁長が民間有識者の持つ専門的知識を積極的に活用するなど、支庁の政策活動の充実に向けた体制の整備を図る。

改革事項 2 - 7 (支庁の人事管理)

社会変化に伴う新たな地域課題や住民ニーズに迅速に応えるため、柔軟性、機動性を備えた組織体制を整備するとともに、職員一人ひとりがより主体的に職務に取り組み、事務の迅速化を図ることを目的として、グループ制など新たな執行体制の導入を図る。

新たな執行体制において、所掌事務の遂行上必要がある場合には、支庁長の判断により柔軟な組織体制や人員配置を可能とする仕組みを整備する。(再掲)

地域課題に適切に対処し、質の高い施策等を推進していくため、分権時代に対応した研修等を充実し、職員の政策形成能力の向上や職員の意識改革を図る。

職員の士気高揚を図り、職員の能力を有効に活用するため、本庁、支庁、その他の出先機関間の広域的人事異動を積極的に進める。

市町村と道との人事交流を積極的に進め、市町村職員については、特に支庁における受入れを拡大する。

3 広域的視点から地域の可能性を生かすために

(1) 市町村自治の拡充に向けての協力

支庁が、市町村とのパートナーシップのもとに地域に根ざした行政を実施するために、市町村の体制強化に向けた取組を推進・支援する。

改革事項 3 - 1 (市町村の体制整備に向けた支援)

市町村が基礎的自治体としての役割を十分に発揮することができるよう、地域住民の意向に沿った自主的な合併を支援するとともに、市町村間や道を含めた広域連合制度の活用や自治体間の協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託等、広域行政を推進するための体制整備に向けた取組を支援する。

改革事項 3 - 2 (市町村の意向に基づく権限の移譲)

住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市町村で処理することが望ましいとの観点から、市町村の意向に基づき、住民の生活環境の整備や保健、福祉などの総合的な行政サービス、産業振興のための基盤・条件整備などに必要な権限について、財源や技術面での支援にも配慮しながら移譲を進めていく。

(2) 地域の可能性と特色を生かす所管区域

北海道の発展を図ることは、道の重要な責務である。支庁制度改革は、支庁が地域の実情に応じた政策を自ら企画立案し、総合的な行政を推進することによって、道の重要な役割である地域振興の中心的な役割を担う行政機関とすることを目指しており、その目的を達成するため、支庁の所管区域は道の基本的な政策展開圏域に一致させることが望ましい。

現行の支庁所管区域は、その原型が明治43年に作られ、昭和23年に一部の町村の所管替えを行い現在に至っている。しかし、道路・交通網の整備や情報通信技術の著しい発達、住民活動の広域化、地域人口の変化などにより、所管区域を取り巻く環境は設置当時とは大きく変わってきている。

このようなことから全道的な観点に立って、これからの北海道の発展を考え、広域化する道政を地域で果たしていくという今後の支庁の役割を踏まえると、現行の所管区域をもって道の政策展開圏域とするには限界があると考えられる。

改革事項3 - 3 (所管区域)

支庁の所管区域は、支庁が地域の行政機関として、社会経済情勢等の変化に的確に対応するとともに、地域の持つ様々な可能性を広域的、総合的に結びつけ地域の振興が図られるよう、道行政の政策展開圏域として設定する。

道としては現在、道行政の基本となる長期総合計画において、地域の特色や可能性を生かし、地域の結びつきを強め、発展力を高めることを地域振興の基本とし、地域的なまとまりとして地域生活経済圏を設けている。

それぞれの圏域では、中核都市圏と地域中心都市、農山漁村との結びつきを強め、ともに発展し、地域の産業の振興を図り、様々な生活ニーズを満たすことを目指して政策の展開に努めているところである。

支庁の所管区域については、このような地域生活経済圏の考え方をもとに、現在の圏域について検証の上、設定する。

所管区域については、支庁制度改革に関する地域意見交換会などにおいて、行政執行上の効率性や住民サービスの維持、特定地域課題への対応といった観点から慎重に検討すべきではないかとの意見や、道央圏と道北圏については、所管区域として広域過ぎないか、前長期総合計画において圏域間で重複する区域とされた一部の地域のあり方について検討すべきなどの意見が出されている。

所管区域の設定に当たっては、こうした意見を踏まえるとともに、市町村合併の動向や、所管支庁の変更を希望する市町村の意向などに十分配慮していく。

改革事項 3 - 4 (支庁庁舎所在地)

支庁庁舎については、行政の効果的、効率的な執行や庁舎整備に要するコストなどを勘案し配置する。

現在の支庁所在地が移動し、地域に経済的影響等が生じると考えられる場合、当該地域の振興等について十分に配慮する。

(3) 道民の利便性の向上

支庁の組織機構の整備と併せ、道民の利便性の向上に配慮した窓口体制の整備や事務手続の簡素化や効率化を進める。

改革事項 3 - 5 (住民サービスの向上)

支庁の再編に合わせ、新たな所管区域における行政サービスの確保の観点から、保健、福祉などの道民生活に関連の深い業務を担うため、支庁所在地の変更のあった地域に地域行政センター（仮称）を設置する。

道民等が直接支庁等へ出向かなければならない事務を中心に、申請・届出手続の簡略化や提出先等の所管区域外での受付、窓口サービスの向上等、道民の立場に立った事務の改善を進める。

市町村や国の関係機関等と連携し、インターネットを利用して申請や届出、調達などの手続きを電子的に行えるようにするシステムの整備を一層促進するとともに、住民や市町村に対するITの普及啓発や支援などの機能の充実を図る。

インターネットを利用できない環境にある住民等のため、環境整備について検討する。

4 効果的、効率的な改革のために

道政改革は、その動きが道民の目にもわかりやすく、多くの道民に支持されるものでなければならない。そのため、支庁制度改革を進めることによって行政に係るコストの抑制に資するとともに、行政運営の基本的な考え方等を条例等に規定し、明らかにする。

改革事項 4 - 1 (設置条例の改正)

支庁設置条例については、新たな支庁の所管区域の設定に併せて、現在規定している名称、所在地、所管区域に加え、支庁設置の目的や運営の基本的な考え方などについても規定する。

道行政を地域において展開する行政機関として支庁の重要性が増すことから、「支庁」という名称についても検討する。

改革事項 4 - 2 (改革に伴うコスト)

支庁制度改革を実施するに当たっては、支庁機能の強化と簡素で効率的な組織機構等の実現、施設整備のための初期投資や維持管理経費など直接的な行政経費の最小化、行政サービスの迅速性の向上など、改革全体を通してコストの抑制を図っていく。

第 章 支庁制度改革の進め方

1 支庁制度改革の進め方

(1) 地域における総合行政体制の整備

今、北海道を取り巻く環境は厳しさを増している。地域においては雇用の確保や産業の振興など早急な対応が求められ、地域の社会資本整備のあり方も問われている。こうした状況に因應していくためには、地域において様々な分野の結びつきを生かし、施策を企画し、展開できる総合的な行政体制を確立することが緊急の課題であり、スピードある改革が求められている。

そのため、まず地域における総合行政体制を整備することを目的として、保健所、児童相談所、土木現業所、森づくりセンターについては、それぞれの機関の現行の所在地を基本に支庁に統合するとともに、それに伴う組織機構の整備を平成16年度までに実施する。その際、機能の異なる支庁が存することとなるが、業務の円滑化を図るとともに住民サービスの低下を招かないよう支庁間の連携等、必要な措置を講じる。

新たな支庁の所管区域については、道行政の政策展開圏域に一致させることを目指すが、現在、基本的な政策展開圏域として地域生活経済圏を設定していることから、第3次北海道長期総合計画の期間中は、この圏域形成を一層進めることとし、当面複数の支庁により構成される地域生活経済圏にあっては、圏域内の支庁間連携を強化する。

地域経営方針については、地域の目指す姿を示している第3次長期総合計画の推進期間中は、当該計画の「地域編」を地域経営方針と位置付けるとともに、それに基づき決定する地域政策事業展開方針については、平成15年度から試行する。

その他の改革事項については、着手できるものから実施し、地域における総合行政体制の整備と、政策型支庁への転換を早急に進める。

(2) 新たな所管区域の設定

新たな支庁の所管区域が、道の地域政策の効果的な展開圏域となるよう、現行支庁所管区域のみならず産業・経済や住民生活の活動範囲、情報通信技術の活用状況など、幅広い観点から現在の地域生活経済圏についての検証を行い、新支庁の体制が次期長期総合計画の開始に向けて整備されるよう、所管区域を明らかにする。

その際、市町村合併の状況や、道州制などを含めた地方制度に関する検討状況なども十分、踏まえるものとする。

2 推進体制

支庁制度改革の実施に当たっては、この方針に基づき道行政のシステムや施設等の整備などについて、計画的に取り進めなければならない。新たな支庁体制への移行にむけて、計画部門、組織担当部門、施設整備部門、会計部門、法制部門など総合的、具体的な検討を要するため、必要に応じて専掌体制を整備するとともに、本方針の改革事項を推進するために速やかに具体的な実施に向けた計画（アクションプラン）を策定するものとする。

3 支庁改革は本庁改革

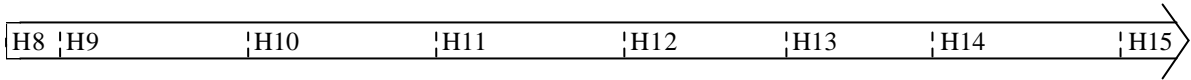
この支庁制度改革は、道政改革の一環として、支庁のあり方を切り口にした道政全体の改革につながる取組である。支庁制度改革の目指すものは、道行政の政策展開圏域における地域行政の推進に当たり支庁の主体性を強めることにある。そのため地域行政に係る機能や人員は本庁から支庁へシフトしなければならない。

また、本庁の業務の中で、特定の地域との関係が深い課題を地域で処理する分庁舎といった方策についても、検討を進める必要がある。

この方針では、主に支庁の組織機構、予算や人事、許認可など執行システムについて掲げているが、これらの推進に当たっては、道政改革の取組との整合性を図りながら進めていく必要がある。

【参 考 資 料】

支庁制度の検討経過



道政改革の取組

H8.9-

道政改革の実施方針

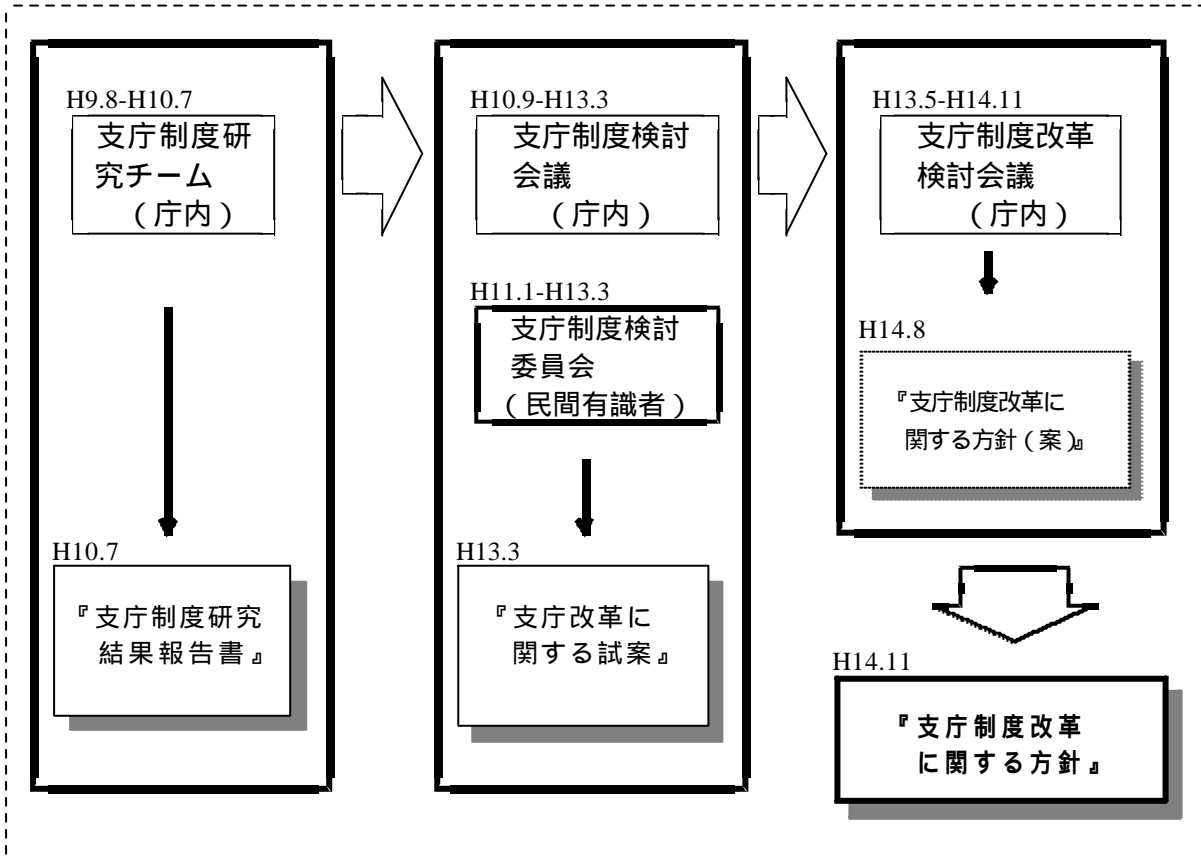
「支庁制度の見直し」を
推進事項の1つに位置付け

(改訂)

H12.2-H15.3

行財政システム改革の実施方針

支庁制度の検討の流れ



【道民・市町村の意向反映】

- ・ アンケート調査
- ・ 道政モニター調査
- ・ 地域意見交換会 など

「支庁制度改革に関する方針」策定経過

H13.3 『支庁改革に関する試案』

H13.5.17

構造改革推進本部員会議
・『「支庁制度改革に関する方針（仮称）」の策定について』を決定
支庁制度改革検討会議（次長級・副支庁長）WG、各支庁検討会設置

H13.5.22
～ 6.12

試案についての地域説明会の開催（14支庁）
・道職員、市町村、民間(1) 1,507名出席

第2回支庁制度改革検討会議（7/13）
・素案1の検討原案の策定

第3回支庁制度改革検討会議（9/14）
・素案1の策定

H13.9.18 『素案1』の公表

H13.10.17
～ 11.16

素案1についての地域意見交換会の開催（14支庁）
・道職員、市町村、民間(3) 1,293名出席
同アンケート調査の実施
・市町村、意見交換会出席者、一般・道政モニター 回答数 1,935名

第4回支庁制度改革検討会議（2/21）
・素案2の検討依頼

第5回支庁制度改革検討会議（3/29）
・素案2の策定

H14.4.10 『素案2』の公表

第6回支庁制度改革検討会議（4/25）
・今後の検討について 地域意向の把握について

H14.5.13
～ 6.14

素案2についての地域意見交換会の開催（14支庁）
・市町村長、道職員、民間(4) 1,592名出席
同アンケート調査の実施
・市町村、一般・道政モニター 回答者数 3,110名

第7回支庁制度改革検討会議（8/26）
・改革方針（案）の確定

H14.8.29

構造改革推進本部員会議
・改革方針（案）の決定

第8回支庁制度改革検討会議（11/22）
・改革方針について

H14.11.25

構造改革推進本部員会議
・改革方針の決定

H14.11.26 『支庁制度改革に関する方針』の公表

支庁制度改革に関する方針

平成14年11月 発行

発行	北 海 道
編集	北海道総合企画部政策室構造改革推進課
	札幌市中央区北3条西6丁目
電話	011-231-4111 (内線23-926, 23-927)
FAX	011-232-8924
ホームページ	http://www.pref.hokkaido.jp
Eメールアドレス	sogo.kouzou2@pref.hokkaido.jp
